

E i w a N e w s

平成 29 年度税制改正（法人税関係）

平成 29 年 5 月
（ No. 142 ）

3 月 27 日開催の参議院本会議で、平成 29 年度税制改正法案（国税関係の改正を行う「所得税法等の一部を改正する等の法律案」及び地方税の改正を行う「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」）が可決・成立いたしました。

今回は、本改正のうち、法人税法に関する項目の一部を紹介いたします。

1. 役員給与に係る見直し

（1）定期同額給与

従来定期同額給与については、「額面金額」が同額でなければならないとされていました。

しかし、本改正により、「手取り額（ ）」が同額であれば定期同額給与とされ損金算入が認められることとなりました。

（ ）手取り額とは、額面金額から控除される所得税、住民税、社会保険料等を控除した金額をいいます。

支給時期	x1年4月	x1年5月	x1年6月 ¹	x1年7月	x1年8月	x1年9月	x1年10月 ²
額面金額	70万円	70万円	70.5万円	70.5万円	70.5万円	70.5万円	70.9万円
手取り額	55万円	55万円	55万円	55万円	55万円	55万円	55万円

支給時期	x1年11月	x1年12月	x2年1月	x2年2月	x2年3月	
額面金額	70.9万円	70.9万円	70.9万円	70.9万円	70.9万円	合計847.4万円（損金算入可能）
手取り額	55万円	55万円	55万円	55万円	55万円	合計660万円

- 1 住民税額変更
- 2 社会保険料変更

（2）事前確定届出給与

本改正により、従来事前確定届出給与に下記のものが増加されました。

所定の時期に確定した数の株式を交付する給与（市場価格のある株式又は市場価格のある株式と交換される株式で、当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。）

所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与（その行使により市場価格のある株式が交付される新株予約権で、当該内国法人又は関係法人が発行したものに限り。）

（3）適用開始時期

本改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に支給又は交付に係る決議をする給与について適用されます。

2. 確定申告書の提出期限の延長の特例の見直し

（1）内容

次の要件を満たす場合には、法人税の申告期限を、原則の申告期限（事業年度終了日後 2 カ月以内）から 4 カ月を超えない範囲において延長することが可能となりました。すなわち、申告期限を最大で「事業年度終了の日の翌日から 6 カ月以内」とすることができます。

会計監査人を置いていること

定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から3カ月以内に、当該各事業年度の決算についての定時株主総会が招集されない常況にあると認められること

(2) 適用承認の申請

本特例の適用を受けようとする事業年度終了の日までに、適用承認申請書の提出が必要となりますのでご注意ください。

3. 研究開発税制の拡充

研究開発投資に係る政府の目標達成に向け、研究開発投資の増加インセンティブを強化するため、研究開発税制につき下記の表のように改正が行われ、平成29年4月1日以降開始される事業年度より適用されます。

< 改正前 >

総額型	税額控除率	試験研究費割合に応じて8～10% (中小企業者等：一律12%)
	控除限度額	法人税額の25%
	対象となる試験研究費	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明
増加型	税額控除率	試験研究費の増加割合に応じて5～30%
	控除限度額	法人税額の10% (高水準型との選択制)
高水準型	税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 20%
	控除限度額	法人税額の10% (増加型との選択制)

< 改正後 >

総額型	税額控除率	試験研究費の増減に応じて6～14% (中小企業者等：12%～17%)
	控除限度額	法人税額の25% 高水準型との選択制で以下のいずれかの上乗せが可能 中小企業者等で、増減試験研究費割合が5%超増加の場合 法人税額の35% (10%を上乗せ) 試験研究費割合が10%超の場合 法人税額の25%～35% (0%～10%を上乗せ) () () (試験研究費割合 - 10%) × 2で算出
	対象となる試験研究費	・製品の製造 ・技術の改良、考案又は発明 ・「第4次産業革命型」のサービス開発を追加
増加型	総額型の改正に伴い廃止	
高水準型	税額控除率	(試験研究費割合 - 10%) × 20%
	控除限度額	法人税額の10% (総額型の上乗せ部分との選択制)

総額型... 試験研究費の総額の一定割合を法人税額から控除できる制度

増加型... 試験研究費が過去3年平均より増加した場合の控除制度

高水準型... 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合の控除制度

(試験研究費割合とは、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上高に対する割合)

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。